

障害者雇用をめぐるって



横浜市障害者社会参加推進センター
ピア相談コーディネーター

小野 隆

障害、障害者とは何か

そもそも障害、障害者とは何か。

字義からいうと「障害」とは、さまざまな場面で活動する時に、差し障りがあり不具合や不利を受けることである。日常生活から社会的な活動にいたるまで、いろいろな場面が想定される。ということは誰もが障害を持つ可能性があり、「障害者」という言葉も本来は問い直さなければならぬだろう。

従来、「障害」とは、生まれつきのもの、何らかの病気の後遺症として起きたもの、事故などによる怪我のために起きたもの、行動や判断の基準が多数の人と異なるものなど、外見や医学的に判別が可能なものとして捉えられていた。

生まれた時から視力が失われていた人、脳梗塞などで言語障害や運動が不自由になった人、交通事故で脊椎損傷を負い、歩行が困難になり車いす利用者になった人、他人と共同生活をするのにいろいろと困難がある人などを「障害者」と呼んでいる。

1980年に世界保健機関（WHO）が提唱した国際障害分類では、障害を「機能・形態障害（impairment）」「能力障害（disability）」「社会的不利（handicap）」の三つの区分に分類し

た。その後、この分類の問題点や多くの構造モデルが提唱されるようになり、2001年にWHOは国際生活機能分類を発表した。その中心となる提言は、障害を「医学モデル」から「社会モデル」へと捉え直すことである。

医学モデルは「個人モデル」ともいわれ、医学的知識によつて障害の診断や解決策を考えるとといった、障害者個人へのアプローチである。医療やリハビリテーションによつて、障害をなくす、あるいは軽減することを目指す。一方、社会モデルは、障害者個人に問題の責任を帰するのではなく、障害がもたらすさまざまな問題は社会の問題であり、社会全体で解決を図ることを目指す。多様な障害者がいるのに、そのことを考慮しないで形成されている「社会システム」が障害を作り出しているという。

障害という概念は「実体概念」ではなくて「関係概念」といえる。何か具体的に形を備えたもの（実体）ではなくて、場（環境）とつながりを持つことで能力障害が生じる。

例えば、私たちがサバンナに連れて行かれて、生活することを余儀なくされたら、水の入手方法や食べ物の採取、火の作り方もわからない。たちまち生命の危険に侵される「生活障害者」となるだろう。

「障害」とは「場」との関係で生じてくる。「場」とは「環境」とも置き換えられる。特に障害者が存在する訳ではなく、誰でも「場」との関係で障害者になる可能性がある。

働く「場」での障害をどうとらえるか

現在の、障害程度の区分認定は、医学的見地からみた「機能障害」を基準に定められていて、機能障害から生じる「能力障害」を推測しているに過ぎない。能力障害は「時」と「場合」によつて変わってくる。車いす使用者の場合、荷役作業は最重度の能力障害を持つ者となるが、デスクワークに就いていれば、仕事上はそれほど重度の障害者ではない。

仕事の内容如何により、大きく障害の程度が変わる。「ある場」「ある状況」が前提になって障害の程度は決まる。このことを考慮して区分認定を行う必要がある。

先に述べたように、「多数者中心」に作られている社会システムが障害を生み出し、障害者を無力化してしまふ。障害者の雇用は、社会全体で取り組むという意識の転換が必要であらう。

（日本障害者雇用促進協会広報課長等歴任）